

議案第49号

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

（1）目次中

「 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第51条・第52条）」
を

「 第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準（第50条の2—第50条の4）

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第51条・第52条）」
に、

「 第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第91条の2—第91条の4）」
を

「 第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準（第91条の2—第91条の2の4）

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第91条の3—第91条の5）」

に、

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第102条の2・第102条の3）」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準（第102条の2—第102条の2の3）

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第102条の3・第102条の4）」

に、

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第137条の2—第137条の4）」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準（第137条の2—第137条の2の3）

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第137条の3—第137条の5）」

に、

「第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第144条の2—第144条の4）」

を

「第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準（第144条の2—第144条の2の3）

第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第144条の3—第144条の5）」

に改める。

(2) 第2条に次の1号を加える。

(19) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

(3) 第7条中「申請者並びに」の次に「法第41条の2第1項第1号及び」を加え、「同条第2項」を「法第41条の2第1項第2号及び法第43条

第2項」に改める。

(4) 第8条第1項第46号の10の次に次の6号を加える。

(46)の11 共生型居宅介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第43条の2の共生型居宅介護をいう。

(46)の12 共生型重度訪問介護 指定障害福祉サービス基準第43条の3の共生型重度訪問介護をいう。

(46)の13 共生型生活介護 指定障害福祉サービス基準第93条の2の共生型生活介護をいう。

(46)の14 共生型短期入所 指定障害福祉サービス基準第125条の2の共生型短期入所をいう。

(46)の15 共生型自立訓練（機能訓練） 指定障害福祉サービス基準第162条の2の共生型自立訓練（機能訓練）をいう。

(46)の16 共生型自立訓練（生活訓練） 指定障害福祉サービス基準第171条の2の共生型自立訓練（生活訓練）をいう。

(5) 第8条第2項第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）」を「指定障害福祉サービス基準」に改める。

(6) 第3章第4節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第50条の2 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関する満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第50条の3 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第50条の4 第11条（第3項及び第4項を除く。）、第12条第2項及び第3項、第13条並びに前款（第50条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第13条中「前条」とあるのは「第50条の2第1号又は第50条の3第1号」と、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第50条の4において準用する第38条」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第50条の4において準用する次条第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第50条の4において準用する第28条第2項」と、第32条第1号中「次条第1項」

とあるのは「第50条の4において準用する次条第1項」と、第33条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第50条の4において準用する第12条第2項」と、第37条第3項中「第33条」とあるのは「第50条の4において準用する第33条」と、第39条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第42条中「第38条」とあるのは「第50条の4において準用する第38条」と読み替えるものとする。

- (7) 第3章第6節第5款中第91条の4を第91条の5とする。
- (8) 第91条の3中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第102条の3、第137条の4及び第144条の4において同じ。）」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第102条の3、第137条の4及び第144条の4において同じ。）」に、「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第83条第1項第1号又は第193条第1項第1号に規定する通いサービスをいう。以下同じ。」を「指定地域密着型サービス等基準条例第219条第1項第1号に規定する通いサービスを除く。以下この条、第102条の3、第137条の4及び第144条の4において同じ。」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第102条の3、第137条の4及び第144条の4において同じ。）」に改め、同条第1号中「第137条の3」を「第137条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第57条の8」を「第57条の9」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第102条の3、第137条の4及び第144条の4において同じ。）」に改め、同条第2号中「第137条の3」を「第137条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第57条の8」を「第57条の9」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に、「第102条の2第2号」を「第102条の3第2号」に改め、同条第4号中「第137条の3」を「第137条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第57条の8」を「第57条の9」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に改め、同条を第91条の4とする。

- (9) 第91条の2第1号中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第

20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。)」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)」を「指定通所介護等」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」を「指定通所介護事業所等」に、「第137条の2及び第144条の2」を「第137条の3及び第144条の3」に改め、同条を第91条の3とする。

(10)第3章第6節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第91条の2 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者(児童福祉法施行条例第4条第3号に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(同条第9号に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所(児童福祉法施行条例第4条第4号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第181条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(児童福祉法施行条例第4条第10号に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第181条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上である

こと。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第91条の2の2 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第91条の2の3 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第83条第1項第1号、第193条第1項第1号又は第219条第1項第1号に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援（児童福

祉法施行条例第57条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(児童福祉法施行条例第57条の2の3第1号に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第137条の2の2及び第144条の2の2において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス等基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス等基準条例第83条第1項第1号、第193条第1項第1号又は第219条第1項第1号に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第1

37条の2の2及び第144条の2の2において同じ。) を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の登録定員の欄に掲げる登録定員の員数に応じ同表の利用定員の欄に定める利用定員の員数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第83条、第193条又は第219条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第91条の2の4 第16条から第24条まで、第26条、第27条、第29条、第30条、第35条、第37条第1項及び第2項、第42条から第48条まで、第55条、第60条から第63条まで、第67条、第69条から第71条まで、第73条から第75条まで、第77条、第79条並びに前款(第91条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第91条の2の4において準用する第88条」と、同条第2項中「利用者(指定居宅介護を利用する障害者等をいう。以下この節

において同じ。）」とあるのは「利用者」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第91条の2の4において準用する第82条第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第91条の2の4において準用する第82条第2項」と、第42条中「第38条」とあるのは「第91条の2の4において準用する第88条」と、「体制」とあるのは「体制、第91条の2の4において準用する第90条の協力医療機関」と、第55条中「前条」とあるのは「第91条の2第1号、第91条の2の2第2号又は第91条の2の3第4号」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第91条の2の4において準用する次条第1項に規定する共生型生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第91条の2の4において準用する前条」と、第67条第2号中「、特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第91条の2の4」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第91条の2の4において準用する第67条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第91条の2の4において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第91条の2の4」と読み替えるものとする。

- (11) 第3章第7節第5款中第102条の3を第102条の4とする。
- (12) 第102条の2第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第91条の3」を「第91条の4」に、「第137条の3」を「第137条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第57条の8」を「第57条の9」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第91条の3」を「第91条の4」に、「第137条の3」を「第137条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第57条

の 8」を「第 57 条の 9」に、「第 71 条の 2」を「第 71 条の 2 の 2」に改め、同条を第 102 条の 3 とする。

(13) 第 3 章第 7 節中第 5 款を第 6 款とし、第 4 款の次に次の 1 款を加える。

第 5 款 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第 102 条の 2 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。）第 129 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準第 129 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第 120 条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準第 128 条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が 10.65 平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第102条の2の2 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス等基準条例第87条第3項第1号、第197条第3項第1号又は第223条第3項第1号に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス等基準条例第83条第5項、第193条第6項又は第219条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第102条の2の3 第16条、第18条から第24条まで、第26条、第27条、第29条、第30条、第35条、第36条、第37条第1項及び第2項、第42条から第49条まで、第55条、第63条、第68条から第71条まで、第73条、第74条、第87条、第89条、第9

0条、第92条並びに前款（第101条及び第102条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第102条の2の3において準用する第68条」と、同条第2項中「利用者（指定居宅介護を利用する障害者等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「利用者」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第102条の2の3において準用する第98条第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第102条の2の3において準用する第98条第2項」と、第42条中「第38条」とあるのは「第102条の2の3において準用する第68条」と、「体制」とあるのは「体制、第102条の2の3において準用する第90条の協力医療機関」と、第55条中「前条」とあるのは「第102条の2第2号又は第102条の2の2第2号」と、第68条中「指定療養介護事業所ごとに、次に」とあるのは「次に」と、同条第4号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と読み替えるものとする。

- (14) 第137条中「、特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」を「介護給付費、特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」に改める。
- (15) 第3章第10節第5款中第137条の4を第137条の5とする。
- (16) 第137条の3中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号、第2号及び第4号中「第91条の3」を「第91条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第57条の8」を「第57条の9」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に改め、同条を第137条の4とし、第137条の2を第137条の3とする。
- (17) 第3章第10節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基

準)

第137条の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第137条の2の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の登録定員の欄に掲げる登録定員の員数に応じ同表の利用定員の欄に定める利用定員の員数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第83条、第193条又は第219条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第137条の2の3 第16条から第27条まで、第29条、第30条、第35条、第37条第1項及び第2項、第42条から第48条まで、第55条、第60条から第63条まで、第67条、第69条から第71条まで、第73条から第75条まで、第79条、第85条の2から第90条まで、第130条並びに前款（第137条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第137条の2の3において準用する第88条」と、同条第2項中「利用者（指定居宅介護を利用する障害者等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「利用者」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第137条の2の3において準用する第134条第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第137条の2の3において準用する第134条第2項」と、第42条中「第38条」とあるのは「第137条の2の3において準用する第88条」と、「体制」とあるのは「体

制、第137条の2の3において準用する第90条の協力医療機関」と、第55条中「前条」とあるのは「第137条の2第2号又は第137条の2の2第4号」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第137条の2の3において準用する次条第1項に規定する共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第137条の2の3において準用する前条」と、第67条第2号中「介護給付費、特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第137条の2の3」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第137条の2の3において準用する第67条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第137条の2の3において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第137条の2の3」と読み替えるものとする。

- (18) 第144条中「、特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」を「介護給付費、特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」に改める。
- (19) 第3章第11節第5款中第144条の4を第144条の5とする。
- (20) 第144条の3中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号、第2号及び第4号中「第91条の3」を「第91条の4」に、「第137条の3」を「第137条の4」に、「第57条の8」を「第57条の9」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に改め、同条を第144条の4とし、第144条の2を第144条の3とする。
- (21) 第3章第11節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第144条の2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第144条の2の2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の登録定員の欄に掲げる登録定員の員数に応じ同表の利用定員の欄に定める利用定員の員数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第83条、第193条又は第219条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第144条の2の3 第16条から第25条まで、第27条、第30条、第35条、第37条第1項及び第2項、第42条から第48条まで、第55条、第60条から第63条まで、第67条、第69条から第71条まで、第73条から第75条まで、第79条、第85条の2から第90条まで、第135条、第136条、第138条並びに前款（第144条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第144条の2の3において準用する第88条」と、同条第2項中「利用者（指定居宅介護を利用する障害者等をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「利用者」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第144条の2の3において準用する第143条第1項から第4項まで」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第144条の2の3において準用する第143条第2項」と、第42条中「第38条」とあるのは「第144条の2の3

において準用する第88条」と、「体制」とあるのは「体制、第144条の2の3において準用する第90条の協力医療機関」と、第55条中「前条」とあるのは「第144条の2第2号又は第144条の2の2第4号」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第144条の2の3において準用する次条第1項に規定する共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第144条の2の3において準用する前条」と、第67条第2号中「介護給付費、特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「次条において準用する第26条第1項」とあるのは「第144条の2の3において準用する第142条第1項及び第2項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第144条の2の3において準用する第67条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第144条の2の3において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第144条の2の3」と読み替えるものとする。

- (22) 第181条第1項中「（児童福祉法施行条例第4条第4号の指定児童発達支援事業所をいう。）」を削り、「同条第7号」を「児童福祉法施行条例第4条第7号」に改め、「（同条第10号の指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）」を削る。
- (23) 附則第13条の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第1項中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、「第178条第3項」の次に「及び第180条の2の7第4項」を加え、同条第2項及び第3項中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加える。
- (札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第2条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第5款 基準該当通所支援に関する基準(第57条の2—第57条の8)」
を

「第5款 共生型障害児通所支援に関する基準（第57条の2—第57条の2の4）

第6款 基準該当通所支援に関する基準(第57条の3—第57条の9)
に、

「第5款 基準該当通所支援に関する基準（第71条の2）」
を

「第5款 共生型障害児通所支援に関する基準（第71条の2）

第6款 基準該当通所支援に関する基準（第71条の2の2）」
に改める。

(2) 第3条中「申請者並びに」の次に「法第21条の5の17第1項第1号及び」を加え、「同条第2項」を「法第21条の5の17第1項第2号及び法第21条の5の19第2項」に改める。

(3) 第4条に次の1号を加える。

(29) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(4) 第57条の8中「（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」、「（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」、「（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」及び「（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を削り、「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス等基準条例」に、「以下同じ」を

「以下この条において同じ」に改め、「（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を削り、「（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下）を「以下この条において」に、「第57条の5」を「第57条の6」に改め、同条第1号中「第91条の3」を「第91条の4」に、「第137条の3」を「第137条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に改め、「（指定地域密着型サービス等基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を削り、「（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下）を「以下この条において」に改め、同条第2号及び第4号中「第91条の3」を「第91条の4」に、「第137条の3」を「第137条の4」に、「第144条の3」を「第144条の4」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に改め、第2章第4節第5款中同条を第57条の9とする。

(5) 第57条の7の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）」及び「（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を削り、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域

密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」を「指定通所介護事業所等」に、「第57条の5」を「第57条の6」に改め、同条を第57条の8とする。

- (6) 第57条の6中「(総合支援法施行条例第8条第1項第17号に規定する指定生活介護事業者をいう。)」、「(同項第16号に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)」及び「(同項第18号に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第57条の7とする。
- (7) 第57条の5中「第57条の2」を「第57条の3」に、「第57条の5」を「第57条の6」に改め、同条を第57条の6とし、第57条の2から第57条の4までを1条ずつ繰り下げる。
- (8) 第2章第4節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第57条の2 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（総合支援法施行条例第8条第1項第17号に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（総合支援法施行条例第8条第1項第18号に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（同項第16号に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条の2の2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第57条の2の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定す

る指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第83条第1項第1号、第193条第1項第1号又は第219条第1項第1号に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（総合支援法施行条例第8条第1項第46号の13に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（同項第46号の15に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（同項第46号の16に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサー

ビスに係る共生型通所支援をいう。以下同じ。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス等基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下この条において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス等基準条例第83条第1項第1号、第193条第1項第1号又は第219条第1項第1号に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の登録定員の欄に掲げる登録定員の員数に応じ同表の利用定員の欄に定める利用定員の員数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介

護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第83条第1項第1号、第193条第1項第1号又は第219条第1項第1号に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第57条の2の4 第7条、第10条、第11条及び前款（第14条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第10条中「前2条」とあるのは「第57条の2第1号、第57条の2の2第2号又は第57条の2の3第4号」と、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第57条の2の4において準用する第40条」と、第25条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第57条の2の4において準用する次条」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第57条の2の4において準用する第26条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条の2の4において準用する次条第1項」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と、第31条中「前条」とあるのは「第57条の2の4において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第57条の2の4において準用する次条」と、第46条中

「第40条」とあるのは「第57条の2の4において準用する第40条」と、「前条」とあるのは「第57条の2の4において準用する前条」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第57条の2の4において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第57条の2の4において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第57条の2の4において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第57条の2の4において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第57条の2の4において準用する第55条第2項」と読み替えるものとする。

- (9) 第71条中「前条」と、」の次に「同条第1号中」を加え、「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」を「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」に改める。
- (10) 第71条の2中「第57条の3及び第57条の4、第57条の6から第57条の8まで」を「第57条の4、第57条の5、第57条の7から第57条の9まで」に、「及び第70条」を「並びに第70条」に、「第71条の2」を「第71条の2の2」に、「第57条の2」を「第57条の3」に、「第57条第2項第1号中」を「「前条」とあるのは「第71条の2の2において準用する前条」と、第57条第2項第1号中」に、「第57条の6」を「第57条の7」に、「第57条の7及び第57条の8」を「第57条の8及び第57条の9」に、「第57条の5（」を「第57条の6（」に改め、「第5項まで」と」の次に「、第67条第4項中「第1項第1号及び第2項」とあるのは「第1項第1号」と」を加え、第2章第6節第5款中同条を第71条の2の2とする。
- (11) 第2章第6節中第5款を第6款とし、第4款の次に次の1款を加える。

第5款 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第71条の2 第10条、第11条、第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から第48条まで、第50条

から第53条まで、第54条第1項、第55条から第57条の2の3まで、第66条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第10条中「前2条」とあるのは、「第71条の2において準用する第57条の2第1号、第57条の2の2第2号又は第57条の2の3第4号」と、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第71条の2において準用する第40条」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項に規定する通所支援計画」とあるのは「第71条の2において準用する次条第1項に規定する共生型放課後等デイサービス計画」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第31条中「前条」とあるのは「第71条の2において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第71条の2において準用する次条」と、第46条中「第40条」とあるのは「第71条の2において準用する第40条」と、「前条」とあるのは「第71条の2において準用する前条」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第71条の2において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第55条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(理 由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正に伴い、本市における共生型サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準を定める等のため、本案を提出する。